

令和5年7月7日からの大雨による災害に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、認定日の変更ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給を行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

災害救助法の指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm（マイナンバーカードを提示される場合は不要です。））が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※ 制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳しい内容をお知りになりたい場合やお困りごとがありましたら、裏面のハローワーク等へご相談ください。

福岡労働局管内のハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部職業安定課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6F	092-434-9801
ハローワーク福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609
ハローワーク飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609
ハローワーク大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階	093-622-5566
ハローワーク八幡 若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12	093-771-5055
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-871-1331
ハローワーク久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609
ハローワーク久留米 大川出張所	〒831-0041 大川市大字小保614-6	0944-86-8609
ハローワーク小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609
ハローワーク小倉 門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	093-381-8609
ハローワーク直方	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609
ハローワーク田川	〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609
ハローワーク行橋	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609
ハローワーク行橋 豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609
ハローワーク福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609
ハローワーク八女	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188
ハローワーク朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609
ハローワーク福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609
ハローワーク福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609